



インターネットの検索結果の削除請求について

近時、インターネットの検索結果に対する削除請求が認められるかについて、活発な議論がなされており、検索サイトの中には、独自の基準を設けて削除請求に対する対応を行っている例もあります¹。また、こうした削除請求に対する裁判所の判断もいくつか下されていますが、上級審の判断が確定しているわけではありません。そこで、今回のニュースレターでは、検索結果の削除請求における問題点を取り上げながら、その対応のあり方について、検討を加えます。

1 問題の所在

インターネットのWEBサイトや掲示板に、人の名誉を棄損する事実や表現、プライバシーを侵害する事実が記事として掲載されることがあります。このような記事が掲載されたときは、当該記事をWEBサイトの管理者自ら掲載した場合だけでなく、第三者が投稿などの方法により掲載した場合であっても、WEBサイトの管理者に対し、当該記事の削除を求めることができます。仮に、管理者が記事の削除に応じない場合には、投稿記事削除の仮処分¹の申立てを裁判所に行うことによって、記事の削除を実現することができます。

ところで、インターネットに掲載された情報は、比較的容易に複製が可能なものであり、また、一つの情報をきっかけとして追加の情報が提供され、あるいは、その情報に対し意見や論評を加えることによって、情報が瞬く間に拡散・増幅していきます。そして、情報の内容が人の名誉やプライバシーに関わる場合には、もちろん公益的な目的で取り上げられこともあります。興味本位又は誹謗中傷を目的として取り上げられることも少なくなく、名誉棄損又はプライバシー侵害にわたる記事がインターネット上に広範囲に及ぶこととなります。そのため、WEBサイトの管理者に対し個別に記事削除の請求を行うことは、名誉・プライバシーを侵害された側にとって、大きな負担となります。

¹ 2015年3月、検索サイトを運営するYahoo! JAPANは、自社で設置した「検索結果とプライバシーに関する有識者会議」の報告書を受けて、「検索結果の非表示措置の申告を受けた場合のヤフー株式会社の対応方針について」を公表している。

この点、インターネットの利用者が名誉棄損又はプライバシー侵害の事実が掲載されたWEBサイト・掲示板にたどり着くのは、多くの場合、検索サイトの検索結果を媒介としてであることから、被侵害者が自己の名誉又はプライバシーを侵害する記事をインターネットの利用者の目に触れさせないようにするためには、検索サイトの検索結果から当該WEBサイトや掲示板の表示を削除してしまうことが最も効果的と考えられます。

しかし、その一方で、検索結果の削除を容易に認めてしまうことは、インターネットの利用者の情報へのアクセスを制限することに繋がりがねず、表現の自由、知る権利との関係で、慎重な配慮が必要となります。

したがって、そもそも削除請求の法的根拠をどのように考えるべきなのか、また、削除請求が認められるとして、いかなる場合にどのような要件の下で認められるのかが問題となります。

2 検索結果の削除請求の法的根拠

(1) 民法上の不法行為責任

民法は、他人の権利を侵害した場合には損害賠償責任を負うものとしており（民法709条）、名誉については、損害賠償に代わる措置として、「名誉を回復するに適切な処分を命ずることができる」と定めています（同723条）。

インターネットが普及するまでの名誉権侵害は出版により行われることが多く、その場合の名誉回復処分は謝罪広告を掲載する方法により行われています。この点、謝罪広告において記事の取消を表明することもあります。厳密に言えば記事の取消を表明したからといって、過去に頒布された記事そのものがなくなるわけではありません。これに対し、インターネットの場合には、記事が削除されない限り名誉権侵害が継続する一方で、削除がなされれば名誉権侵害に関わる情報へのアクセスが不可能となるという意味において、1回的な出版行為と異なる特徴を有しています。したがって、記事削除の必要性はインターネットの方が高いように思われますが、現在の実務においては、名誉回復処分として記事の削除まで認められるかは争いがあります。

更に、民法709条の不法行為責任に拠る場合には、その成立につき侵害者の故意又は過失が必要となり、被侵害者側は請求が認められるハードルが上がることとなります。

(2) 人格権

現在の通説的見解は、名誉、プライバシー、肖像権等の人格権を根拠として、記事の削除請求を認めています。人格権は、物権と同じく排他的な権利であり、権利が違法に侵害されたことをもって権利侵害を排除すること、具体的には妨害排除請求権又

は妨害予防請求権に基づいて記事の削除を求めることができるとされています。

過去の著名な判例においても、人格権としての名誉権に基づいて、雑誌の頒布等の差止めを認めたもの（「北方ジャーナル事件」²⁾、名誉、プライバシー、名誉感情の侵害を理由としてモデル小説の出版の差止めを認めたものがあり（「石に泳ぐ魚事件」³⁾、判例上も人格権に基づく差止請求が認められています。

なお、上記の判例は出版物の頒布等の差止めを認めたものですが、名誉・プライバシーに対する侵害の排除を実現するために、差止めには記事の削除も含まれると解されます。

3 検索結果の表示が他人の名誉・プライバシーを侵害するといえるか

(1) 検索結果の表示の捉え方

検索結果の表示は、①表題、②URL、③スニペット（リンク先の記事の抜粋）により構成されるのが通常です。

検索サイトは、世に存在する無数のWEBサイトを巡回し、一定のアルゴリズムに従って情報を収集・整理し、検索結果として表示しています。すなわち、情報の収集・整理・公表というシステムの構築については検索サイトの意思が介在しているものの、個別の検索結果の表示については、検索サイトの意思が介在しているわけではありません。

しかしながら、先に見たように、削除請求の法的根拠を人格権と捉えるならば、不法行為責任におけるような侵害者の意図・主観を問題とする必要はありません。

したがって、検索結果の表示を客観的に観察し、他人の名誉・プライバシーを侵害する内容が含まれているか否かによって、人格権侵害の有無を判断することになります。

(2) 表題、スニペットについて

表題、スニペットの表示については、そもそも名誉棄損該当性を否定する見解があり、具体的には、表題、スニペットの表示は検索ワードが含まれるWEBサイトが（複

² 「(名誉を違法に侵害された者は) 人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる」最高裁昭和61年6月11日判決・民集40巻4号872頁

³ 「公共の利益に係わらないXのプライバシーにわたる事項を表現内容に含む本件小説の公表により公的立場にないXの名誉、プライバシー、名誉感情が侵害されたものであって、本件小説の出版等によりXに重大で回復困難な損害を被らせる恐れがあるというべきである。したがって、人格権としての名誉権等に基づくXの各請求を認容した(原審の)判断に違法はなく、(以下略)」最高裁平成14年9月24日・判時1802号6頁

数) 存在するという事とその順位付けを摘示しているに過ぎず、それ自体社会的評価に影響をもたらすことはなく、名誉棄損該当性がないとする考え方があります。

しかし、検索サイトの利用者は、単にWEBサイトの存在やその順位付けを知るためだけに検索サイトを利用しているわけではなく、検索ワードを含むWEBサイトの概要も把握する意図・目的をもって検索サイトを利用しているはずで、したがって、上記のような考え方は、検索サイトの利用のあり方とそぐわないものであり、表題・スニペットに記載された内容いかんによっては、名誉棄損に該当する場合もあるといえます。そして、ある記事が名誉棄損に当たるか否かについては、一般人の普通の注意と読み方を基準として、人の社会的評価の低下をもたらすか否かにより判断するというのが確立した判例であり、表題、スニペットの表示についても、かかる判例の考え方に従って、記載された内容から名誉棄損該当性の有無を判断すべきです⁴⁵。

(3) リンク情報について

検索結果の表示には、WEBサイトのURLのみならずリンク情報も含まれており、通常は、表題をクリックすることによってリンク先のWEBサイトに移動する仕組みが取られています。したがって、仮に表題やスニペット自体に他人の名誉を棄損したり、プライバシーを侵害する内容が含まれていないとしても、リンク情報が存在することによって、利用者はリンク先のWEBサイトで権利を侵害する記事を目にするようになります。そのため、検索サイトの管理者は、リンク情報を設定することによって、リンク先のWEBサイトの内容を実質的には表示している（取り込んでいる）と評価する考え方もあり得ます。

しかしながら、かかる解釈を肯定することは、検索サイトの管理者にリンク先のWEBサイトの内容について一般的に責任を負わせることに繋がりがかねず、必ずしも適切とはいえないでしょう。リンク情報の提供は利用者の一般的な便宜を考慮して行われているものに過ぎず、利用者はリンク先のWEBサイトの内容まで検索サイトが表示しているとは理解しないと思われます。一般人の普通の注意と読み方を基準とするという判例に従うならば、まずは、表題やスニペットに表示されている情報を基礎として、名誉棄損・プライバシー侵害の有無を考えるべきです。

⁴ このように考えた場合、検索サイトの管理者にコンテンツプロバイダと同様の地位、すなわち、ある一定限度において条理上の削除義務を認めることと等しくなると思われます。

⁵ プライバシーについても、プライバシーに関わる事項が検索結果の表示に客観的に含まれているか否かにより判断することになります。なお、個人の犯歴・非行歴等は、私的な事項としてプライバシーに含まれるとともに、社会的評価の低下をもたらすものとして名誉にも関わります。

4 検索結果の削除が認められる要件はどのように考えるべきか

検索結果の表示について、名誉・プライバシーの侵害を肯定し得るとして、実際にどのような要件を充たした場合に削除が認められるでしょうか。ここでは、参考となる判例を紹介しながら考えてみることにします。

(1) 検索結果の表示が名誉棄損に当たる場合

前述の北方ジャーナル事件は、人格権としての名誉権に基づく差止めの要件として、①その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的でないことが明白であって、かつ、②被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があることを挙げています。ただ、同事件は、公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の事前差止めが問題となった事案であり、検索結果の削除の場合は、i) 事後的なものであって事前の差止めとは性格が異なること、ii) 元となった表現行為（リンク先のWEB サイト）には規制が及ばないこと、iii) 対象が私人である場合にまで上記②のような厳格な要件を求めるのは適切でない場合もあり得ることから、上記の要件を一般化することは躊躇われます。この点についてはむしろ、後述のプライバシー侵害における差止請求の判例を参考として、利益衡量的なアプローチを取ることが考えられます。

(2) 検索結果の表示がプライバシー侵害に当たる場合

判例は、プライバシー侵害の成否について、プライバシーを侵害する事実を公表されない法的利益と、これを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立するとしています（ノンフィクション「逆転」事件⁶、「長良川リンク殺人事件報道訴訟」⁷）。

また、人格権の侵害に対する差止請求に関して、前記「石に泳ぐ魚」事件の最高裁

⁶ 「前科等にかかわる事実については、これを公表されない利益が法的保護に値する場合があると同時に、その公表が許されるべき場合もあるのであって、ある者の前科等にかかわる事実を実名で使用して著作物を公表したことが不法行為を構成するか否かは、その者のその後の生活状況のみならず、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性をも併せて判断すべきもので、その結果、前科等にかかわる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができる」最高裁平成6年2月8日判決・民集48巻2号149頁

⁷ 「本件記事が週刊誌に掲載された当時の被上告人の年齢や社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによって被上告人のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度、本件記事の目的や意義、公表時の社会的状況、本件記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断することが必要である。」最高裁平成15年3月14日・民集57巻3号229頁

判決は、原審高等裁判所が述べた以下の基準を肯定しています。

「侵害行為の対象となった人物の社会的地位や侵害行為の性質に留意しつつ、予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差し止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべきである。そして、侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときは侵害行為の事前差し止めを是認すべきである。」

上記の判例は、プライバシー侵害の成否又は人格権侵害に基づく差止請求の可否について、事実を公表されることにより受ける不利益と、公表を差し止められることによって受ける不利益とを比較衡量して決するものとしています。この比較衡量のアプローチは、検索結果の削除請求においても基本的に妥当するものと解されます。

(3) 検索サイトが削除請求を受けた場合の対応について

上記(1)及び(2)は、過去の判例に基づいて、検索結果の記事削除の事案における裁判所の判断基準を推測するものですが、検索サイトの管理者が被侵害者から削除の申出を受けた場合においても、参考になるものと思われます。主要な考慮要素を踏まえて削除請求に対する対応のあり方を考えるならば、対象となった人物の社会的地位や社会的活動の内容、掲載された事実の意義や性格・情報としての重要性、対象となった人物に与える影響の程度等を勘案した上で、検索結果を表示される不利益が、これを削除する不利益を明らかに上回っており、これを削除しなければ対象者に回復困難な損害が生じると認められる場合には、削除に応じることが考えられます⁸⁹。

⁸ 脚注1のYahoo! JAPANの対応指針では、プライバシー侵害とされる情報が掲載されているウェブページへのリンク情報への非表示措置に関し、リンク先ページ管理者又はプロバイダに対して削除を命じる裁判所の判決（又は決定）の提出を受けた場合には、原則として非表示措置を講じるものとし、仮に被害申告者から上記判決（又は決定）の提出がない場合でも、リンク先ページの記載から権利侵害の明白性並びに当該侵害の重大性又は非表示措置の緊急性があるとヤフーにおいて認めた場合には、例外的に非表示措置を講じるとしています。

⁹ 近時の裁判例として、さいたま地裁平成27年12月22日・判時2282号78頁は、以下のように受忍限度の考え方を引いた上で、3年余り前の過去の逮捕歴を表示した検索結果の削除を認めた仮処分決定を認可しています。

「結局のところ、検索エンジンに対する検索結果の削除請求を認めるべきか否かは、検索エンジンの公益的性質にも配慮する一方で、検索結果の表示により人格権を侵害されるとする者の実効的な権利救済の観点も勘案しながら、原決定理由説示のように諸般の事情を総合考慮して、更生を妨げられない利益について受忍限度を超える権利侵害があるといえるかどうかによって判断すべきである。」

なお、同決定は、近時話題となっている「忘れられる権利」が存在することを認めています。債権者の請求を容れる上で、これが必然であるかは議論の余地があるものと思われます。

5 まとめ

検索サイトは、情報の発信者とインターネットの利用者をつなぐ上で極めて重要な役割を果たしており、その役割を十分に機能させるためには、情報の多様性及び中立性を確保することが必要となります。したがって、検索サイトの管理者に対し、検索結果の表示に関し過度の介入を求めるのは適切ではないといえます。ただ、その一方で、一たび、名誉・プライバシーに関わる事実がインターネット上に掲載された場合には、インターネット特有の情報の強力な伝播力と相まって、個人の力をもってしては、回復し難い損害を生じる恐れのあることも事実です。検索結果の削除請求に対する対応の在り方については、前述した比較考量的アプローチを基礎に据えながらも、様々な事例が積み重ねられることによって、ある程度基準が明確化されていくことが望まれます。

(執筆者 弁護士 本山 正人)